

## 再編に関する基準等について（改訂版）

本基準は、令和 12 年（2030 年）3 月を完了目標として推進している「高校改革 ～夢に挑戦する学び～再編・整備計画」（第 2 期再編）におけるものであるため、その適用も令和 12 年（2030 年）3 月までとする。また本基準は、再編・整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外に対して適用するものであり、現在行っている再編・整備計画は、本基準と切り離して引き続き進めていく。

第 2 期再編後の新たな再編や基準等の必要性については、社会情勢や地域、産業界等の意見を踏まえ、検討する場の設置を含め引き続き考えていく。

### 1 「都市部存立普通校」の基準について

- 募集定員 240 人以上が望ましく、さらに規模の大きさを活かせる募集定員 320 人規模の学校の設置を目指す。
- 規模が縮小し、在籍生徒数が 520 人以下の状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。

### 2 「都市部存立専門校」の基準について

- 募集定員 120 人以上が望ましい。
- 規模が縮小し、在籍生徒数が 280 人以下の状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。

### 3 「中山間地存立校」の基準について

- 募集定員 80 人以上とする。
- 在籍生徒数が 120 人以下の状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②地域キャンパス化（分校化）、③「中山間地存立特定校」の指定、④募集停止のいずれかの方策をとる。

#### 3-(1) 「中山間地存立特定校」指定の基準について

- 募集定員 40 人でも単独で高校を存続させる道を残す。
- 県境に近い地域にある高校は原則指定し、地域と協働しながら存続させていく。
- 県境に近い地域にない高校は、地域が具体的な支援や存続する体制を整備する場合において、個別に指定を検討していく。

#### 3-(2) 「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合の基準について

- 在籍生徒数が 60 人以下の状態が 2 年連続した場合には、募集停止を検討する。ただし、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将来、入学者の増加が予測される場合は慎重に扱う。なお、在籍生徒数は、地域キャンパス化から 3 年が経過、もしくは「中山間地存立特定校」の指定から 3 年が経過した時点以降の生徒数とする。

注 1）再編に関する基準等については、令和 8 年度を初年度として適用する。

注 2）この基準の「在籍生徒数」は、学校基本調査に基づく 5 月 1 日現在の数とする。

注 3）「中山間地存立校」「中山間地存立特定校」「地域キャンパス」においては、ICT を活用した遠隔授業を積極的に行うことで、学びの質を保障していく。